

京都大学野生動物研究センター

2024年度 共同利用・共同研究 募集要項

京都大学野生動物研究センターは、野生動物や動物園・水族館などで飼育されている動物を主な対象として、基礎研究や保全研究ならびに野生動物や自然環境への理解を深めるための教育活動などを推進しています。当センターの共同利用・共同研究は、このような基礎研究や教育活動をより広範に進め、全国の野生動物保全研究の発展に寄与することを目的として、当センター以外の方の研究をサポートしています。大学等の研究機関に所属する研究者や大学院生、動物園・水族館等の職員の方、野生動物保全に携わる方など、多くの方にご参加いただければ幸甚です。この事業を核として、日本で唯一の野生動物保全研究の拠点を構築し、野生動物の保全をよりいっそう社会に根付いたものにしていくことを目指しています。当センターの共同利用・共同研究を希望する方は、下記の要領に従ってご応募ください。

1. 申請資格

代表者として申請できるのは、以下の方です。

2024年4月1日時点での大学や研究機関の研究者または大学院学生、動物園・水族館職員、またはこれらに相当する方

(国外の大学や研究機関の方でも、応募できる場合があります。大学院進学予定の学部4年生など、2024年4月1日に新たに大学院生になる予定の方も応募できます。また、6年制の獣医学課程の5-6年は修士課程相当と認められる場合があります。研究を始めたばかりの方への助言や情報提供を含む支援も積極的に行ってています。詳しくは、下記の問合せ先にご相談ください。)

2. 研究期間

2024年4月1日より2025年3月31日までの希望する期間

3. 研究区分

以下の2つの研究区分を設けています。詳しくは「共同利用・共同研究の詳細」(4頁～)をご覧ください。Aでは研究費を支給します。Bには研究費の支給はありません。

- A 研究費を支給する研究 (応募締切 2024年1月14日、1件あたりの研究費の上限は20万円)
- B 施設・機材・資試料利用 (隨時、受け付けています)

4. 対応者

野生動物研究センターの教職員（「対応者」と呼びます）と共同で研究を進めさせていただきます。申請に先立ち、対応者と必ず打合せを行ってください（ない場合は申請が受理されません）。代表者は、「共同利用・共同研究の詳細」(4頁～)を参照し、研究分野の近い野生動物研究センターの教職員（対応者）に直接連絡を取ってください。

大型類人猿情報ネットワーク（GAIN）由来の試料を用いる場合は、野生動物研究センターの対応者に加えて、試料管理を担当している教員にも対応者となっていただく必要があります。7頁のリストを参照し、事前に直接連絡を取って打合せを行ってください。

なお適当な対応者が見つからない場合は、下記の問合せ先までご相談ください。

5. 研究組織

研究組織は、代表者（1名）、分担者（0～数名）で構成してください。

- ・**代表者は**プロジェクトに責任をもち、中心的に推進する方で、事務手続き等の全ての窓口となります。研究費（旅費および消耗品費）の支給は原則として代表者が対象となります。
- ・**分担者は**、プロジェクトの一員として当センターの施設を利用したり、旅費の支給を受ける方です（研究遂行上、必要と認められる場合に限ります。）

なお、京都大学野生動物研究センターに所属する者は、本研究費を受け取ることはできません。特に必要な場合は分担者に含めても構いませんが、この点にご注意ください。原則として対応者は分担者に含めないでください。

6. 研究費の管理

研究区分Aの予算は、採択者またはその所属先にはお渡しせず、当センターにおいてすべての経理を行います。詳しくはお問い合わせ下さい。

7. 申請数の制限

代表者としての研究区分Aの申請は、1人1研究課題とします。

同じ研究課題で、他の競争的研究資金と研究区分Aの研究費を、同時に受領することはご遠慮ください。本共同利用・共同研究では、限られた予算の中で、できるだけ幅広い研究支援をすることを目指しております。趣旨をご理解いただき、効果的な資金の活用にご協力ください。ただし申請の時点で、他の競争的資金の採否が分からぬ場合は、同じ内容での申請を妨げません（例えば、同じ研究内容で、科研費と本研究費にご応募いただくことは可能ですが、科研費が採択された場合には、研究費の支給のない研究区分Bとして採択させていただくなどの変更をお願いすることがあります）。

分担者としての研究区分Aの申請は、特に制約はありません。ただし、同一人物が複数の課題から研究費を受け取ることはできません（例えば、代表者として資金を受けている人が、他の研究課題の分担者となり旅費を受け取るなど）。

研究区分Bでは、代表者、分担者共に同一年度内の申請数の制限はありません。異なる内容の研究は別課題として申請して下さい。

8. 採否

共同利用・共同研究拠点計画委員会において申請書の内容を審査し採否および研究費の配分額を決定します。研究区分Aの採否の連絡は2024年3月中旬の見込みです。

9. 大学院学生、プロジェクト経費で雇用されている研究員等

大学院学生、科学研究費補助金等のプロジェクト経費で雇用されている研究員、またはそれに相当する方が、代表者として申請する場合は、申請前に指導教員・雇用責任者などの同意を得てください。エフォート管理などについては、申請者の責任で行ってください。

10. 所属機関への連絡

採択された場合、所属機関への研究実施の連絡を、代表者の責任で行って下さい。当センターからは、所属機関への連絡はいたしません。

11. 成果報告

研究終了後に、成果報告書を代表者より提出していただきます。また、論文掲載や学会発表時には、謝辞に共同利用・共同研究で行った成果である旨を必ず記載して下さい。詳しくは、ホームページをご覧ください。

[当センターホームページ](#) > [共同利用・共同研究](#) > 採択後の手続

<http://www.wrc.kyoto-u.ac.jp/cooperative/forms.html>

12. 情報開示

受理した研究計画書は、外部から情報開示を求められた場合、個人の特定が可能な情報を除き、公開することがあります。研究遂行上、公開されたたくない箇所（独創性を含む記載等）はアンダーライン等でマークして、申請書の余白にその旨記してください。公開時に考慮します。

また、採択された研究課題については、原則として、研究代表者の氏名と所属、研究課題名、研究成果など、当研究センターのホームページや年報などで公開させていただきます。なんらかの事情により代表者氏名や所属を非公開としたい場合には、応募の際のメール本文にその理由について記してください。対応について検討いたします。

13. 個人情報等

本募集に関して取得した個人情報等については、京都大学のプライバシーポリシーに準拠し、その保護に努めます。プライバシーポリシーの内容は、京都大学のウェブページをご参照下さい。

https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/privacy_policy

14. 申請方法

所定の申請書ファイルをダウンロードし必要事項を記入の上、所定のサイト申請して下さい。詳しくは下記のホームページをご覧下さい。

当センターホームページ> 共同利用・共同研究> 応募

<https://www.wrc.kyoto-u.ac.jp/cooperative/apply.html>

15. 申請締切

研究区分Aは、**2024年1月14日（日）必着**です。なお、遅くとも1月初旬には対応者と連絡をとり、必要に応じて、提出前に申請書の下書きを対応者と検討することをお勧めします。

研究区分Bは年間を通して募集します。遅くとも利用開始の2週間前までに申請書を提出して下さい。ただし大型類人猿情報ネットワーク由来の試料を用いる場合は、その試料が得られる経緯に鑑み、申請書提出と利用開始の間隔は問わないものとします。なお、2024年度に実施する申請のうち、2024年2月25日（日）までにお送りいただいたものについては、2024年3月中旬に採否をお知らせします。年度はじめに確実に施設を利用したい場合などに、ご利用ください。

16. 受付窓口・問合せ先

京都大学野生動物研究センター共同利用・共同研究担当

〒606-8203 京都市左京区田中関田町2-24

Tel: 075-771-4393

Fax: 075-771-4394

E-mail: wrc_kyodo@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

当センターホームページ: <https://www.wrc.kyoto-u.ac.jp>

共同利用・共同研究の詳細

ア) 研究内容、ガイドライン、発明等の取り扱い

本共同利用・共同研究においては、野生動物研究センターの基本方針に則り、侵襲的な医学・薬学・生理学的実験、及び野生状態に比して著しく行動変容をもたらす可能性のある全ての行為は、理由の如何にかかわらず一切行わないことを原則とします。本募集は、文部科学省、共同利用・共同研究拠点「絶滅の危機に瀕する野生動物（大型哺乳類等）の保全に関する研究拠点」として行われるもので、文末の資料1に掲載した拠点の目的、概要、役割に沿った共同利用・共同研究が求められます。申請をされる方はこれらの点に留意してください。

また、野生動物研究センターが定める「野生動物を研究する際のガイドライン」および「動物研究の倫理に関するガイドライン」を必ずお読みになった上で申請を行って下さい。これらに準拠しない研究は採択しません。

野生動物を研究する際のガイドライン <https://www.wrc.kyoto-u.ac.jp/guidelines/wild.html>

動物研究の倫理に関するガイドライン <https://www.wrc.kyoto-u.ac.jp/guidelines/captive.html>

採択後、上記ガイドラインに明らかに違背する行動をとられた場合、あるいは共同利用・共同研究運営に関する取り決めを遵守されない場合は、共同利用・共同研究への応募資格停止を含む罰則を科されることがありますので、ご注意ください。

研究費の配分のある研究（区分A）として採択され、研究費での物品を購入や、旅費の支給を受ける場合は、京都大学の規定に従っていただきます。規定に違反した場合は、研究の中止や次年度以降の応募資格停止等の処置をとることがありますので、ご注意ください。詳しくは「事務手続の手引き」をご参照下さい。なお、この手引きの内容は予告なく変更する場合があります。常に最新版をご参照下さい。

事務手続の手引き <https://www.wrc.kyoto-u.ac.jp/cooperative/forms.html>

野生動物研究センター附属の観察施設（幸島観察所、屋久島観察所、熊本サンクチュアリなど）を利用される場合には、各施設の利用規程を遵守してください。詳しくは、採択時に連絡をします。

本共同利用・共同研究の成果は、『京都大学知的財産ポリシー』の対象となります。研究の成果として得られた発明等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の取り扱いについては、京都大学と契約を交わす必要がありますので、ご留意ください。

京都大学知的財産ポリシー: <https://www.saci.kyoto-u.ac.jp/policy/>

イ) 研究区分

A : 「研究費を支給する研究」、B : 「施設・機材・資試料利用（随時）」の2つの研究区分により実施しています。

A 研究費を支給する研究

当センターの共同利用・共同研究事業として、特に重視するテーマに関する3つの「課題研究」と、課題研究の枠に収まらない「自由研究」を募集します。1件あたりの研究費の上限は20万円です。なお、申請の内容によっては、当初の申請と異なる課題のカテゴリーとして採択することがあります。また、審査結果によっては、研究費が支給されない「施設・機材・資料利用（随時）」としての採択をお願いすることがあります。なお、審査は学外委員を半数以上含む「共同利用計画委員会」にて行います。前年度の12月頃に公募を開始し、1月中旬に締め切ります。

B 施設・機材・資料利用（随時）

附属観察施設を利用した研究、センターの実験設備を利用したゲノム、ホルモン、細胞などの分析、大型類人猿情報ネットワークにおける情報由来の死亡個体からの試料を用いた研究を行えます。また、研究のために、連携する動物園・水族館や海外研究機関とのネットワークを生かして、研究のアイディアの実現に向けたサポートを行います。申請は随時受け付けています。なお、研究費は支給されません。

ウ) 研究課題名とその概要

[1 課題研究] 野生動物を対象とした保全研究

野生動物を対象とした野外での保全に資する研究を推進します。具体的な保全を目指した研究だけでなく、対象動物の理解を深めることにより、保全に資する基礎研究も含みます。

[2 課題研究] 動物園・水族館などにおける種の保全のための研究

動物園や水族館などの飼育・繁殖施設の動物を対象とした、生息域外で保全に資する研究を推進します。絶滅の恐れのある大型哺乳類はもとより、それ以外の野生種を対象とした研究も含みます。具体的な域外保全を目指した研究だけでなく、対象動物の理解を深めることにより、域外保全に資する基礎研究も含みます。大学等に所属する方が代表者として行う研究だけでなく、動物園・水族館等に所属する職員の方が代表者と行う研究も歓迎します。

[3 課題研究] 人と動物の共生に向けた研究

人の生活圏の変化や世界各地での自然災害の増加などから、人の活動が野生動物や環境に与える影響についての懸念が高まっています。こうした背景から、人と動物の新たな共生の在り方を提案できるような研究を推進します。

[4 自由研究]

上記の課題のテーマに収まらない、応募者の自由な発意にもとづく、野生動物研究を募集します。

エ) 利用できる施設

1) 幸島観察所

ニホンザルの研究をはじめ、自然観察等の教育目的でもご利用いただけます。なお、幸島に渡るためには、民間の渡船業者を利用する必要があり、渡船料金（往復 3000 円程度）がかかります。ただし、少人数で幸島観察所の職員と一緒に往復する場合に限り、渡船料が減額される場合があります。

2) 屋久島観察所

屋久島での研究のためにご利用いただけます。なお、自動車などの観察所から調査地への交通手段は、ご自身でご用意ください。

3) 熊本サンクチュアリ

熊本サンクチュアリで飼育するチンパンジー、ボノボを対象とした、非侵襲的な研究ができます。またチンパンジー、ボノボから採取した試料を利用できる場合があります。

4) 遺伝子解析施設

センターの機器を活用したDNA解析により、遺伝的多様性解析、個体識別、親子判定、系統解析、性判別、データ解析などを実施していただけます。またDNA解析の実施方法についての助言や情報を提供できる場合があります。

5) 細胞・生理分析施設

センターの機器を活用して、細胞培養や生理活性物質（ホルモンなど）の分析を実施していました。マイクロプレートリーダーや近赤外分光器による試料中成分の非侵襲分析も可能です。また、生殖細胞収集・保存、ホルモン分析方法やデータ解析について、助言や情報を提供できる場合があります。

6) 野生動物遺伝資源データベース

野生動物の遺伝資源に関するデータベースを国立環境研究所と共同で運営しています。データベースの検索は、どなたでも、隨時、ご利用いただけます。このデータベースに記載されている試料の一部は野生動物研究センターが保有しており、共同利用研究に提供できる場合があります。

http://www.nies.go.jp/time_capsule/search.php

7) 大型類人猿情報ネットワーク

ナショナルバイオリソースプロジェクトの一環として、国立遺伝学研究所と連携して野生動物研究センターが中核拠点として大型類人猿情報ネットワーク事業を行っています。日本国内で飼育されている類人猿個体の情報を収集し、データベース化し、一般に開示して、学術研究の推進に供する事業です。この事業に由来する試料の利用については、野生動物研究センターの共同利用・共同研究の枠組みで実施します。大型類人猿情報ネットワークについては以下のリンクをご参照ください。

<https://shigen.nig.ac.jp/gain/index.jsp>

8) その他

資試料、機材など

野生動物研究センターが保有する写真などの映像資料や、様々な動物のDNA試料などを、共同研究のために利用することができます。当センターの共同利用研究や、当センターの施設を利用して教育活動を行う場合には、野外調査用の機材等をお貸しできることがあります。詳しくはお問い合わせください。

連携する動物園・水族館

野生動物研究センターは動物園、水族館と連携協定を結び、研究協力や情報交換を行っています。詳しくは下記のホームページをご覧下さい。

<https://www.wrc.kyoto-u.ac.jp/organizations.html>

詳細については、対応者または窓口まで、お問い合わせください。

オ) 対応者

代表者は、以下のセンター所属の教職員から研究上関連の深い一名に直接連絡を取ってください。なお、適当な対応者を選べない場合や連絡が取れない場合は、窓口までお問い合わせください。

村山 美穂、平田 聰、三谷 曜子、松田 一希、杉浦 秀樹、Andrew MacIntosh、藤原 摩耶子、橋本 千絵、佐藤 悠、鈴村 崇文

なお、教職員は異動することがありますので、最新の情報は以下のウェブページを参照してください。

<https://www.wrc.kyoto-u.ac.jp/members.html>

大型類人猿情報ネットワークに由来する試料を利用する場合は、上記の教職員に加えて、試料の保存や配布を管理する以下の教員の1名にも連絡を取ってください。申請書提出の際、野生動物研究センター所属の教職員を対応者1、以下の教員を対応者2としてください。

今井 啓雄、西村 剛（ともに京都大学ヒト行動進化研究センター）

<https://www.ehub-kyoto-u.com/facultystaff>

資料 1

共同利用・共同研究拠点

「絶滅の危機に瀕する野生動物（大型哺乳類等）の保全に関する研究拠点」

＜拠点の目的・概要＞

近年の人間活動によって、生物多様性は急速かつ大幅に劣化している。これを克服するためには、生命の調和ある共存を見据えた学問の推進と、環境教育や普及活動の実践が求められている。本拠点は日本で唯一の野生動物研究の拠点となり、野生動物を保全し、人間との調和ある共存に貢献することを目的とする。このための科学的な取り組みとして、新興の学問である「ワイルドライフサイエンス」の確立と発展をめざす。

野生動物の保全に資する研究を推進するため、1) 当センターが管轄する、国内外の野外観察施設、チンパンジー飼育施設、遺伝子および細胞・生理分析施設、野生動物遺伝資源データベースなどの施設および情報の共同利用を行う。2) これらの施設だけでは対応できない重要な課題については、参加する研究者に消耗品や旅費などを支援し、共同研究を進める。3) 国内の連携動物園・水族館を中心として研究と教育普及を行い、域外保全と動物福祉に資する研究を推進する。4) 海外連携機関との国際共同教育研究をすすめ、海外の絶滅危惧種の保全に資する研究を進める。

野生動物の保全には幅広い活動が必要であるが、本拠点では、特に次の役割を担う。科学的なアプローチによる、野生動物の保全や人間と動物の共存に資する研究を推進し、その知見を蓄積すると共に問題解決を目指す。動物園・水族館に研究者が出向いて研究することに加えて、動物園・水族館に所属する職員による研究も支援し、野生動物の基礎研究と共に実践的な域外保全や動物福祉の課題を解決する。国内外の大学院生を含む若手研究者、動物園・水族館に所属する職員を積極的に支援し、教育と人材育成を進める。シンポジウムや研究会などを通じて、大学等の研究機関、動物園・水族館といった組織や対象動物の枠を越えた、新たな交流の場を設け、情報交換や学際研究の推進を図る。

野生動物の保全研究は後発の学問分野である。その重要性は理解されつつあるものの、大学等の研究機関において、中心となるような組織は見あたらない。また、動物園と水族館にはそれぞれに全国的な組織はあるが、野生下の動物まで視野に入れた、研究に基盤を置く組織も見あたらない。研究室や動物園、水族館など、それぞれに極めて研究熱心で、能力の高い人材がいる。こうした方の熱意と能力を生かして、野生動物の保全研究を進めていくには、それをサポートし、相互の交流を推進する拠点は有効である。また、野生動物の保全研究は、分子生物学から人間の社会に至る、非常に幅広い領域にまたがるものである。それぞれの学問領域での研究の深化と共に、分野を越えた交流や共同研究が問題の解決には有効であり、様々な研究領域や人材をつなぐ拠点が必要である。また、野生動物の保全は、一般市民にも関係の深い問題であり、教育普及活動が重要である。多くの関係者が集まることにより、教育普及活動にも効果的な貢献を行う。

(共同利用・共同研究拠点 認定申請書より一部を抜粋・改変)